

◎佐賀県条例第25号

家畜保健衛生所設置条例等の一部を改正する条例

(家畜保健衛生所設置条例の一部改正)

第1条 家畜保健衛生所設置条例(昭和25年佐賀県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第8条 前条の規定により、既に納付した手数料は、<u>如何なる理由があってもこれを還付しない。</u></p>	<p>(手数料の還付) 第8条 既納の手数料は、<u>還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u> (1) <u>依頼者又は申請者の責めによらないで既納の手数料に係る事務を行わなかったとき。</u> (2) <u>災害その他の事由により、知事が特に必要と認めたとき。</u></p>

(佐賀県蜜蜂転飼条例の一部改正)

第2条 佐賀県蜜蜂転飼条例(昭和31年佐賀県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(手数料) 第6条 略 2 <u>既に納付した手数料はいかなる理由があっても還付しない。</u></p>	<p>(手数料) 第6条 略 (手数料の減免) 第6条の2 <u>知事は、災害その他やむを得ない理由により、手数料を減免することが必要であると認めるときは、手数料を減免することができる。</u> (手数料の還付) 第6条の3 <u>既納の手数料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p>

改正前	改正後
	<p>(1) <u>申請者の責めによらないで既納の手数料に係る事務を行わなかったとき。</u></p> <p>(2) <u>災害その他の事由により、知事が特に必要と認めたとき。</u></p>

(佐賀県家畜人工授精料等徴収条例の一部改正)

第3条 佐賀県家畜人工授精料等徴収条例（昭和34年佐賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第1条 県が行う家畜の人工授精の施術料並びに県が有する種雄畜の精液の分譲に関する<u>料金</u>については、この条例の定めるところにより徴収する。</p> <p>第3条 <u>人工授精の施術料及び分譲精液料</u>は次のとおりとする。 略</p> <p>第4条 前条の<u>料金</u>は、そのつど徴収する。 2 <u>既に納付した料金は、いかなる理由があってもこれを還付しない。</u></p>	<p>第1条 県が行う家畜の人工授精の<u>施術及び</u>県が有する種雄畜の精液の分譲に関する<u>手数料</u>については、この条例の定めるところにより徴収する。</p> <p>第3条 <u>第1条の手数料</u>は次のとおりとする。 略</p> <p>第4条 前条の<u>手数料</u>は、そのつど徴収する。</p> <p>第5条 <u>知事は、災害その他やむを得ない理由により、手数料を減免することが必要であると認めるときは、手数料を減免することができる。</u></p> <p>第6条 <u>既納の手数料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u> (1) <u>申請者の責めによらないで既納の手数料に係る事務を行わなかったとき。</u> (2) <u>災害その他の事由により、知事が特に必要と認めたとき。</u></p>

(佐賀県種畜検査条例の一部改正)

第4条 佐賀県種畜検査条例（昭和34年佐賀県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(手数料の減免)</p> <p>第6条の2 略</p>	<p>(手数料の減免)</p> <p>第6条の2 略</p> <p>(手数料の還付)</p> <p>第6条の3 <u>既納の手数料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>依頼者の責めによらないで既納の手数料に係る事務を行わなかったとき。</u></p> <p>(2) <u>災害その他の事由により、知事が特に必要と認めたとき。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。